

## 福井坂井地区広域市町村圏事務組合職員の職名に関する規則

平成 19 年 4 月 1 日

規 則 第 2 号

改正	平成 22 年 4 月 1 日	規則第 3 号
	平成 24 年 3 月 30 日	規則第 4 号
	平成 31 年 3 月 26 日	規則第 2 号

福井坂井地区広域市町村圏事務組合職員の職名に関する規則（昭和 61 年福井坂井地区広域市町村圏事務組合規則第 1 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、福井坂井地区広域市町村圏事務組合職員定数条例（昭和 45 年福井坂井地区広域市町村圏事務組合条例第 6 号）第 1 条に掲げる職員（以下「職員」という。）の職名について、必要な事項を定めるものとする。

（補職名等）

第 2 条 職員の補職名及びその補職に係る職務内容は、別表第 1 に掲げるとおりとする。

2 職員を採用するときは、別表第 1 に掲げるいずれかの補職名を付与するものとする。

（組織上の職名）

第 3 条 職員の組織上の職名（以下「役職名」という。）は、福井坂井地区広域市町村圏事務組合行政組織規則（平成 5 年福井坂井地区広域市町村圏事務組合規則第 1 号。以下「組織規則」という。）

第 4 条に定めるとおりとする。

（補職名等の使用）

第 4 条 組織規則第 4 条に定める役職に充てられた職員（以下「役付職員」という。）は役職名を、その他の職員は補職名を用いるものとする。

2 役付職員は、別表第 2 に掲げる役職名に対応する補職名を付与されたものとする。

（法令上の職名）

第 5 条 法令に特別の定めがある職に充てられた職員は、前条の規定にかかわらず、補職名又は役職名に併せて当該法令上の職名を用いることができる。

（その他）

第 6 条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 4 月 1 日規則第 3 号）

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日規則第 4 号）

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 26 日規則第 2 号）

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1(第2条関係)

補職名	職務内容
理事	数課等の所管事務を掌理し、職員を指揮監督する職員及びこれと同程度の職責を有する職員の職務
副理事	上司の職務を補佐し、上司に事故がある場合は、その職責を代理する職員及びこれと同程度の職責を有する職員の職務
参事	数係の担当事務を掌理し、職員を指揮監督する職員及びこれと同程度の職責を有する職員の職務
副参事	上司の職務を補佐し、上司に事故がある場合は、その職務を代理する職員及びこれと同程度の職責を有する職員の職務
主幹	極めて高度の知識及び経験を有し、上司の命を受け極めて困難な行政的業務に従事する職員の職務
副主幹	より高度の知識及び経験を有し、より困難な行政的業務に従事する職員の職務
主査	相当高度の知識及び経験を有し、困難な行政的業務に従事する職員の職務
主事	相当の知識及び経験を有し、困難な行政的業務に従事する職員の職務
技師	相当の知識及び経験を有し、困難な行政的業務に従事する職員の職務

別表第2(第4条関係)

役職名	補職名
事務局長	理事
事務局長 事務局次長	副理事
事務局次長 課長 所長	参事
副課長 副所長	副参事
課長補佐	主幹